

收稅署名	地租	酒造稅	煙草稅	菓子稅	賣藥稅	船稅	車稅	牛馬賣買 免許稅	計
笠谷間	一七、七	三、九七五		一、〇〇〇			一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
太田	一、八四〇	三、六七〇		一、〇〇〇			一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
松原	七、四九七		二、〇〇〇	一、〇〇〇			一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
麻生	三、六〇〇			一、〇〇〇			一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
土浦	二、七〇〇			一、〇〇〇			一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
谷部	二、〇〇〇			一、〇〇〇			一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
江崎	二、〇〇〇			一、〇〇〇			一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
下館	二、〇〇〇			一、〇〇〇			一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
宗道	二、〇〇〇			一、〇〇〇			一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
境手	二、〇〇〇			一、〇〇〇			一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
合計	二、六八五	六、二六二	二、〇〇〇	三、六〇〇	五、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	六、〇〇〇	三〇、九六〇

○官吏及文書

第一八五 縣廳各部署ノ分科		知事官房	內務部	警察部	收稅部	監獄署
秘書係	第一課 第二課 第三課 第四課 第五課	會議係 土木係 學務係 會計係 農務係	警務課 保安課 講習所 稅務課 經理課	第一課 第二課 第三課 警務所		
往復係	庶務係 地理係 戶籍係 地力覽係 商工係					

第一八六 縣官及傭人員俸給 (上)

(十二月三十一日現在)

知事	階級	人員	俸給年額
知事 勅任	二	一	四、〇〇〇
書記官 委任	四	三	一、三〇〇
審判官 委任	七	三	一、三〇〇
參事官 委任	七	一〇	一、〇〇〇
技師 委任	七	七	一、〇〇〇
事務官 委任	二	三	一、七〇〇
合計		一七	一七、六〇〇

知事官房及內務部				階級	人員	月俸額
合	紙給技事 細工職術務 使仕使使 計計計	十圓以上 十圓未滿 計	十圓以下 十圓未滿 計			
計	二四一九四九三六 一五三三六九七	二七	二七	二七	二七	二七

第一八七七 縣官及雇人員俸給 (下)

警	
警部 判任	警部長 奏任
八七六五四六 級級級級級等	一四一 二五四三三
	一,000 一,200 一,400 一,600 一,800 2,000

吏		
總	郡書記 判任	九級
計	十圓以下 計	一四二 一四二 一四二 一四二 一四二 一四二
		一,400 一,400 一,400 一,400 一,400 一,400

收稅部		內務部	
合	收稅長 奏任	技手 判任	階級
計	十圓以下 十級 十級 十級 十級 十級 十級 十級 十級 十級 十級	十圓以下 十級 十級 十級 十級 十級 十級 十級 十級 十級 十級	二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇
			二,000 二,000 二,000 二,000 二,000 二,000 二,000 二,000 二,000 二,000 二,000

郡		署		監獄		警察部	
郡長 奏任	看守長 判任	監獄書記 判任	典獄長 奏任	技手 判任	階級	人員	月俸額
八七 計	十圓以下 計	十圓以下 計	十圓以下 計	十圓以下 計	九級	二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇 二〇	二,000 二,000 二,000 二,000 二,000 二,000 二,000 二,000 二,000 二,000 二,000



階級	人員	俸級年額	階級		人員	俸級年額
			郡長	郡書記		
勅任	1	1	俸給ヲ支給スルモノ	俸給ヲ支給スルモノ	1	1
奏任	1	1	支給スルモノ	支給スルモノ	1	1
判任	1	1	支給セサルモノ	支給セサルモノ	1	1
合計	3	3	支給スルモノ	支給セサルモノ	3	3
同	1	1	支給スルモノ	支給セサルモノ	1	1
同	1	1	支給スルモノ	支給セサルモノ	1	1
同	1	1	支給セサルモノ	支給セサルモノ	1	1
合計	3	3	支給スルモノ	支給セサルモノ	3	3

第一九〇 市町村吏員

郡市名	市町村長		助役		役		書記		事務備		合計
	名譽職	以上職	名譽職	以上職	名譽職	以上職	名譽職	以上職	名譽職	以上職	
東茨城	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
西茨城	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
那珂	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
久慈	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
多賀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
行方	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

水戸市	市長		委員		助役		書記		事務備		合計
	名譽職	以上職	名譽職	以上職	名譽職	以上職	名譽職	以上職	名譽職	以上職	
新治	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
筑波	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
真壁	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
結城	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
西葛飾	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
北葛飾	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

第一九一

文書收受表

(十二月三十一日調)

官廳	知事官房		第一課		第二課		第三課		第四課		第五課		警察部	收稅部	監獄署	合計
	名譽職	以上職	名譽職	以上職	名譽職	以上職	名譽職	以上職	名譽職	以上職	名譽職	以上職				
宮内省	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
外務省	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
内務省	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大藏省	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
陸軍省	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
海軍省	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
文部省	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
農商務省	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

合	管	雜	府	裁	北	警	大	會	遞	司	農	文	海	陸	大	內	外	官
計	內	雜	府	裁	北	警	大	會	遞	司	農	文	海	陸	大	內	外	官
計	雜	府	裁	北	警	大	會	遞	司	農	文	海	陸	大	內	外	官	廳
計	指	判	道	視	審	檢	信	務	部	軍	軍	藏	務	省	省	省	省	省
計	查	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道
計	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣
九五七	五五七	二六六	六六六	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
五三九	三〇六	三〇六	三〇六	三〇六	三〇六	三〇六	三〇六	三〇六	三〇六	三〇六	三〇六	三〇六	三〇六	三〇六	三〇六	三〇六	三〇六	三〇六
五七五	三一九	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七
五三〇	三四九	八七	三三	一〇	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二七六	一〇七	二〇	六五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
七〇五	三五七	二四	二七	二〇	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三六、八四	二四七四	五五七	二七	二九	八	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

內	官	第一九二
關	廳	文書發送
二四	知事官房	
〇	第一課	
	第二課	
	第三課	
六	第四課	
一五	第五課	
二	合	
二七	計	

(十二月三十一日調)

合	管	雜	府	裁	北	警	大	會	遞	司	官
計	內	雜	府	裁	北	警	大	會	遞	司	官
計	雜	府	裁	北	警	大	會	遞	司	官	廳
計	上	府	裁	北	警	大	會	遞	司	官	廳
計	申	白	縣	所	廳	院	院	省	省	省	省
二、三三	九四	三三七	七九	六五	三三	二二	一六	一			知事官房
六〇九	三八六	一〇六	七三	二六	二二	九八	六				第一課
九二五	二九五	八八	二五〇	四〇	二二	三三					第二課
八六六	三八二	一四九	八一	一八	五四	二六					第三課
一三三〇	二二六			一六	二五	一一					第四課
六七四	三〇五	三五	二四	一四	一七	五九					第五課
三五				八	九	三					警察部
九三					三	一					收稅部
一〇三					五						監獄署
四七〇	二六八	三〇	五	七	九	一					合計